

平成28年度 鎌倉市障害者支援協議会 組織図

第1回鎌倉市障害者支援協議会全体会
平成 28 年 5 月 27 日(金)
資料 4

～ 鎌倉市障害者福祉計画の基本理念 ～

障害のある人も障害のない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会

「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」

鎌倉市障害者支援協議会 全体会

平成28年度 年3回開催予定

【所掌事務】

- (1) 地域の課題の確認と情報の共有に関する事。
- (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関する事。
- (3) 協議会の運営内容についての評価に関する事。
- (4) 専門部会の設置に関する事。

【構成委員】

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
- (3) 教育・就労に関係を有する団体の関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 障害者等及びその家族
- (7) その他、市長が必要と認める者。

【協議事項】

①就労支援に関する事。②地域生活支援に関する事。③権利擁護・相談支援に関する事。④こども支援に関する事。

【その他、全体会の役割】

- ①必要に応じて専門部会から報告された事項について、関係機関等に意見を提出する。
- ②その他、会議における協議を踏まえ、必要に応じて、市長及び関係機関等に対し意見を提出する。

鎌倉市障害者支援協議会 運営会議

平成28年度 随時開催予定

【所掌事項】

- ①協議会の運営に関する事。
- ②全体会において協議する課題等に関する事。
- ③全体会が設置するとして専門部会に関する事。

【構成委員】

- (1) 鎌倉市障害者福祉課長
 - (2) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者
 - (3) 専門部会長
- *必要に応じて臨時委員を置くことができる。
*座長及び副座長各1人を置く。

【役割】

- ①全体会開催前の打ち合わせ
- ②情報や課題の共有と交通整理
- ③各部会の進捗管理
- ④市の予算編成を見据えた協議会のスケジュール管理
- ⑤今後の協議会のあり方についての協議

鎌倉市障害者支援協議会 専門部会

平成28年度 各専門部会 随時開催予定

【協議事項】

障害福祉事業や障害福祉サービスについて、実務上や実際上の問題や対応策について協議を行う。
専門部会は、自主的、主体的に、かつ柔軟性をもって運営することから、取り上げるテーマについては、原則として、専門部会や作業部会を通じて把握した課題を整理し、設定する。

【構成委員】

専門部会の委員は、随時、専門部会で選出し、決定する。
また、部会での協議により、適宜、作業部会や研修会等を開催することができる。

就労支援支援部会

就労支援に関する事
を、検討・協議する部

作業部会・研修会等

地域生活支援部会

地域生活支援に関する
事を、検討・協議する部会

作業部会・研修会等

権利擁護・相談支援部会

権利擁護・相談支援に
関する事を、検討・協議する部会

作業部会・研修会等

こども支援部会

こども支援に関する事
を、検討・協議する

作業部会・研修会等

鎌倉市障害者支援協議会 事務局

【構成】

- (1) 事務局を鎌倉市健康福祉部障害者福祉課に置く。
- (2) 事務局機能の一部を社会福祉法人等に委託することが

【役割】

- (1) 協議会全体や各会議の円滑な運営、進行のサポート。
- (2) 対外的な窓口。